

# 札幌市役所本庁舎エレベーター広告事業募集要領

札幌市役所本庁舎エレベーター 広告事業にかかる募集内容については、この要領によるものとする。

## 1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市総務局行政部庁舎管理課管理係 電話 011-211-2052

## 2 募集に付する事項

### (1) 事業名

札幌市役所本庁舎エレベーター 広告事業

### (2) 事業の内容等

広告掲載仕様書による。

### (3) 募集内容

募集枠は、エレベーター1基を1枠とし、下記7に記載のとおり低層用4基、高層用4基の合計8枠で行う。1枠につき最大4枚のポスターを掲出することができる。掲出期間及び料金については、下記8のとおりとする。

### (4) 広告掲出期間

広告掲出期間は、広告掲出申込書提出月の13ヵ月後までとし、募集状況については庁舎管理課ホームページに掲載する。

なお、広告掲出申込書は広告掲出開始希望月の前月15日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出すること。

例：令和2年12月に申込み場合の広告掲出期間

12月15日までに申込した場合

…令和3年1月～令和3年12月

12月16日以降に申込した場合

…令和3年2月～令和4年1月

## 3 募集要領の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ。

## 4 提出書類

札幌市役所本庁舎エレベーター広告掲出申込書（様式3）

## 5 広告掲出申込書の受付場所等

### (1) 受付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

### (2) 受付期間

(ア) 随時（募集状況については、庁舎管理課ホームページに掲載）

(イ) 受付時間

土・日曜日、祝日及び年末年始を除く、9時から12時、13時から17時まで。

(3) 受付方法

持参

(4) 広告掲出申込が重複した時の取扱方法

先着順（広告掲出申込書を提出した順）とする。

(5) 先行申込について

エレベーター枠確保のため、先行しての申込みも可能とする。

ただし、目的外使用料は広告掲出の有無に関わらず、申込期間の全期間分を一括で納付とする。

## 6 参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定する次の事項に該当する者は、参加する資格を有さない。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 札幌市との入札、契約等において、次に掲げる事項に該当する者又はその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実が発生した後、既に3年を経過した者については、この限りではない。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) この号（(カ)を除く）の規程により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業、9 広告業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。

(5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者であること。

## 7 広告物の掲出場所及び大きさ

広告物は、低層用エレベーター4基・高層用エレベーター4基の合計8

基に掲出する。掲出できる場所は、エレベーター内部両サイド壁面に各1枚、内扉各1枚の合計4枚とし、ポスターは下記のサイズとする。

- ・ 内部両サイド壁面用（各1枚） B 2（H 728・W 515）
- ・ 内扉（扉各1枚） （H 550・W 550）

#### 8 掲出期間及び目的外使用料（表1）

料金表 (エレベーター1基)		備考
1ヶ月	47,000円	※消費税及び地方消費税を含む。 ※料金表に記載の無い期間で申込む場合は、最も低廉になる組み合わせの価格を採用する。 ※複数基申込の場合についても、延べ月数で割引を適用する。 ※左記料金には、広告のデザイン、作成、掲出、撤去（原状回復）等の費用は含まない。
3ヶ月	132,000円 (1ヶ月あたり 44,000円)	
6ヶ月	252,000円 (1ヶ月あたり 42,000円)	
12ヶ月	444,000円 (1ヶ月あたり 37,000円)	

※ 掲出期間は、各月の初日から最終日までを1ヶ月とする。ただし、期間の末日が土・日・祝日及び年末年始（12月29日～翌年1月3日）にあたる場合は、該当月の最終開庁日を末日とする。  
 また、札幌市側の事情による場合を除き、掲出期間の開始日から広告の掲出ができない場合でも料金の日割計算はしない。

#### 9 広告掲出者の決定

広告掲出者として選定された者へは、広告掲出選定通知書（様式9）を送付する。また、当該通知書の送付を受けた者は、細部について協議を行った上で、改めて行政財産使用許可申請書（様式11）を提出するものとする。

#### 10 広告原稿の審査

広告原稿の内容審査を行うため、原稿見本と広告物等納入届（様式13）を提出すること。審査については札幌市広告掲載基準に基づき判断する。  
 また、掲出期間中に広告物を変更する場合は、再度内容審査を行うものとする。

#### 11 目的外使用料の請求

目的外使用料については行政財産使用許可書（様式12）の送付後、納入通知書により請求を行う。なお、許可期間が複数月の場合は全期間分を一括して請求する。

#### 12 期間の延長

当初の許可期間が6ヶ月以上の場合は、期間終了の90日前までに広告掲出申込書及び行政財産使用許可申請書を提出し期間の延長を申し出ることができる。この場合の使用料は、当初許可期間を含む延べ月数により算定した額から既に支払い済みの額を引いた額とし、その算定方法は表1のとおりとする。

なお延長できる期間は当初の許可から最長5年までとする。期間延長の申請があった場合、延長の可否について検討しその結果を申請者に通知する。また、期間終了の90日前までに上記申請が無かった場合、新規募集を行うこととする。

### 13 その他

#### (1) 参加者に要求される事項

参加者は、本募集要領、仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、広告掲出申込書提出後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

#### (2) 広告掲出選定の取消し

広告掲出予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すこととする。なお、既に納入された目的外使用料があるときは返還しない。

ア 選定にあたり不正な行為をしたと認められるとき。

イ その他参加の条件に欠けていたとき。